

健康 3 - 1

許認可等の内容	家庭的保育事業等の認可		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項及び第 3 項		
担 当 課	幼児保育課	処分権者	市 長
標準処理期間	未設定（事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため）	設 定 日	令和 7 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>以下の基準に全て適合すること。（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合はアとオに適合すること。）</p> <p>ア 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年鳥取市条例第 2 8 号）に適合すること。</p> <p>イ 当該家庭的保育事業等を行うために必要な経済的基礎があること。</p> <p>ウ 当該家庭的保育事業等を行う者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。）が社会的信望を有すること。</p> <p>エ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。</p> <p>オ 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 5 第 3 項第 4 号に掲げる基準に該当しないこと。</p>			

健康 3 - 2

許認可等の内容	乳児等通園支援事業の認可		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 3 4 条の 1 5 第 2 項及び第 3 項		
担 当 課	幼児保育課	処分権者	市 長
標準処理期間	未設定（事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため）	設 定 日	令和 7 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>以下の基準に全て適合すること。（当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合はアとオに適合すること。）</p> <p>ア 鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年鳥取市条例第 6 号）に適合すること。</p> <p>イ 当該乳児等通園支援事業を行うために必要な経済的基礎があること。</p> <p>ウ 当該乳児等通園支援事業を行う者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。）が社会的信望を有すること。</p> <p>エ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。</p> <p>オ 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 4 条の 1 5 第 3 項第 4 号に掲げる基準に該当しないこと。</p>			

健康 3 - 3

許認可等の内容	家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認		
根拠法令及び条項	児童福祉法第34条の15第7項		
担当課	幼児保育課	処分権者	市長
標準処理期間	未設定（事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため）	設定日	令和7年4月1日
審査基準 家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第1項各号に掲げる事項を具する場合に行うが、承認の原因となる事実について、個別の事情を総合的に判断して行う。			

健康 3 - 4

許認可等の内容	乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認		
根拠法令及び条項	児童福祉法第34条の15第7項		
担当課	幼児保育課	処分権者	市長
標準処理期間	未設定（事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため）	設定日	令和7年4月1日
審査基準 家庭的保育事業等の廃止又は休止の承認は、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の37第1項各号に掲げる事項を具する場合に行うが、承認の原因となる事実について、個別の事情を総合的に判断して行う。			

健康 3 - 5

許認可等の内容	児童福祉施設（保育所）の設置認可		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 3 5 条第 4 項及び第 5 項		
担 当 課	幼児保育課	処分権者	市 長
標準処理期間	未設定（事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため）	設 定 日	令和 7 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>以下の基準に全て適合すること。（ただし、当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合は、アとオに適合すること。）</p> <p>ア 鳥取市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成 2 9 年鳥取市条例第 6 8 号）及び鳥取市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成 3 0 年鳥取市規則第 1 4 号）（これらのうち保育所に係るものに限る。）に適合すること。</p> <p>イ 当該保育所を経営するために必要な経済的基礎があること。</p> <p>ウ 当該保育所の経営者（その者が法人である場合にあつては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。）が社会的信望を有すること。</p> <p>エ 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識又は経験を有すること。</p> <p>オ 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 3 5 条第 5 項第 4 号に掲げられた基準に該当しないこと。</p>			

健康 3 - 6

許認可等の内容	児童福祉施設（保育所）の廃止又は休止の承認		
根拠法令及び条項	児童福祉法第 3 5 条第 1 2 項		
担 当 課	幼児保育課	処分権者	市 長
標準処理期間	未設定（事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため）	設 定 日	令和 7 年 4 月 1 日
<p>審 査 基 準</p> <p>児童福祉施設（保育所）の廃止又は休止の承認は、児童福祉法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 1 1 号）第 3 8 条第 1 項各号に掲げる事項を具する場合に行うが、承認の原因となる事実について、個別の事情を総合的に判断して行う。</p>			

健康 3-7

許認可等の内容	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定		
根拠法令及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項及び第5項		
担当課	幼児保育課	処分権者	市長
標準処理期間	未設定（事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため）	設定日	令和7年4月1日
審査基 以下の基準に全て適合すること。（ただし、当該認可の申請をした者が社会福祉法人又は学校法人である場合は、アとオに適合すること。） ア 鳥取市認定こども園に関する条例（平成29年鳥取市条例第69号。以下「条例」という。）別表第1及び鳥取市認定こども園に関する条例施行規則（平成30年鳥取市規則第15号。以下「規則」という。）別表第1に適合すること。 イ 条例別表第1及び規則別表第1で定める要件に適合する設備又はこれに要する資金及び当該申請に係る施設の経営に必要な財産を有すること。 ウ 当該申請に係る施設を設置する者（その者が法人である場合にあっては、経営担当役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）とする。）が当該施設を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 エ 当該申請に係る施設を設置する者が社会的信望を有すること。 オ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第5項第4号に掲げる基準に該当しないこと。			

健康 3-8

許認可等の内容	幼保連携型認定こども園の設置認可		
根拠法令及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第1項及び第2項		
担当課	幼児保育課	処分権者	市長
標準処理期間	未設定（事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため）	設定日	令和7年4月1日
審査基準 (1) 鳥取市認定こども園に関する条例（平成29年鳥取市条例第69号）別表第2及び鳥取市認定こども園に関する条例施行規則（平成30年鳥取市規則第15号）別表第2に適合すること。 (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第2項各号に掲げる基準に該当しないこと。			

健康 3 - 9

許認可等の内容	幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可		
根拠法令及び条項	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第17条第1項		
担当課	幼児保育課	処分権者	市長
標準処理期間	未設定（事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため）	設定日	令和7年4月1日
審査基準 幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第17条第1項各号に掲げる事項を具する場合に行うが、認可の原因となる事実について、個別の事情を総合的に判断して行う。			

健康 3 - 10

許認可等の内容	教育・保育給付認定		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第20条第1項、第2項及び第3項		
担当課	幼児保育課	処分権者	市長
標準処理期間	30日	設定日	令和8年3月1日
審査基準 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条の規定による。			

健康 3-11

許認可等の内容	施設等利用給付認定		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第30条の5第1項及び第2項		
担当課	幼児保育課	処分権者	市長
標準処理期間	30日	設定日	令和8年3月1日
<p>審査基準</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の4の規定による。</p>			

健康 3-12

許認可等の内容	乳児等支援給付認定		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第30条の15第1項及び第2項		
担当課	幼児保育課	処分権者	市長
標準処理期間	30日	設定日	令和8年3月1日
<p>審査基準</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の14の規定による。</p>			

健康 3 - 1 3

許認可等の内容	特定教育・保育施設の確認		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第31条第1項		
担 当 課	幼児保育課	処分権者	市 長
標準処理期間	未設定（事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため）	設 定 日	令和7年4月1日
審 査 基 準 (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第1項各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準が遵守されていること。 (2) 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）に定める基準（特定教育・保育施設に係るものに限る。）に適合すること。			

健康 3 - 1 4

許認可等の内容	特定地域型保育事業者の確認		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第43条第1項		
担 当 課	幼児保育課	処分権者	市 長
標準処理期間	未設定（事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため）	設 定 日	令和7年4月1日
審 査 基 準 (1) 鳥取市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年条例第34号）に定める基準が遵守されていること。 (2) 鳥取市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第27号）に定める基準（特定地域型保育事業者に係るものに限る。）に適合すること。			

健康 3-15

許認可等の内容	特定乳児等通園支援事業者の確認		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第54条の2第2項		
担当課	幼児保育課	処分権者	市長
標準処理期間	未設定（事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため）	設定日	令和8年3月1日
審査基準 (1) 鳥取市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年鳥取市条例第6号）に定める基準が遵守されていること。 (2) 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）に適合すること。			

健康 3-16

許認可等の内容	特定子ども・子育て支援施設等の確認		
根拠法令及び条項	子ども・子育て支援法第58条の2		
担当課	幼児保育課	処分権者	市長
標準処理期間	未設定（事実関係の認定に難易差があり、設定が困難なため）	設定日	令和7年4月1日
審査基準 (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第58条の4第1項各号に掲げる子ども・子育て支援施設等（法第7条第10項に規定する子ども・子育て支援施設等をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める基準が遵守されていること。 (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に定める基準（平成26年内閣府令第39号）（特定子ども・子育て支援施設等に係るものに限る。）に適合すること。			